

電子決済等代行業者（FinTech企業等）との契約内容について

農林中央金庫

農林中央金庫（以下「当金庫」といいます。）はJ Aバンク・J Fマリンバンクを代表し、電子決済等代行業者（以下「電代業者」といいます。）とのAPI利用に関する契約において、以下の内容を定めています。

1 利用者に損害が生じた場合における利用者への補償について

- (1) API接続により提供される電代業者のサービスに関して、不正アクセスや事故等に起因して利用者に損害が発生した場合、電代業者が利用者への対応窓口となります。
- (2) 当該損害が、預金等の不正払戻しに起因するものである場合、電代業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、利用者に補償を行います。
- (3) 当該損害が、電代業者または当金庫およびJ Aバンク・J Fマリンバンクの帰責事由により生じたものである場合には、その帰責事由に応じ、電代業者または当金庫が損害を補償します。

2 電代業者における利用者情報取扱いおよび当金庫が行う措置について

- (1) 電代業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、およびガイドライン等を遵守し、かつ電代業者の利用規約に基づき、取り扱います。
- (2) 電代業者は、API接続で取得した利用者情報を、契約有効期間中および契約終了後においても、法令等に基づき開示する場合および利用者が第三者提供に同意した場合を除き、第三者に開示しません。
- (3) 電代業者は、当該利用者情報について、コンピューターウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正侵入または情報漏洩等を防止するために必要な措置を講じるものとします。
- (4) 当金庫は、電代業者による利用者情報の取扱いや安全管理措置が不適切であると判断した場合、API接続を停止することがあります。

3 電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いにおいて、電代業者が行う措置および当金庫が行う措置について

- (1) 電代業者は、電子決済等代行業再委託者^(※)に対して利用者情報を提供する場合、自らが当金庫に負う利用者情報の取扱いと安全管理措置に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。
- (2) 当金庫は、電代業者が電子決済等再委託者における利用者情報の取扱いと安全管理措置について適切な対応を怠ったと判断した場合、API接続を停止することがあります。

(※) 電子決済等代行業再委託者とは、農林中央金庫法施行規則第147条の16の5第2項に規定される農林中央金庫電子決済等代行業再委託者、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の31の20第2項に規定される特定信用事業電子決済等代行業再委託者、および漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の31の20第2項に規定される特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいいます。

以 上

FinTech企業等一覧

I 提供中サービス

電子決済等代行業者 登録番号	FinTech企業等の名称	連携区分	対象	提供サービス		サービス内容			提供サービス 開始日
				名称	概要	残高照会	入出金 明細照会	振込入金 明細照会	
関東財務局長（電代）第3号	株式会社マネーフォワード	Anser-API（参照系）	個人	マネーフォワードME	自動家計簿・資産管理サービス	○	○	×	2019年2月18日
			個人・法人	MFクラウド	各種ビジネス向けクラウドサービス	○	○	×	2019年2月18日
			個人	マネーフォワード for JAバンク	自動家計簿・資産管理サービス	○	○	×	2019年3月22日
			法人	マネーフォワード	企業向け経費精算/予算管理等サービス	○	○	×	2020年5月18日
関東財務局長（電代）第12号	マネーツリー株式会社	Anser-API（参照系）	個人・法人	Moneytree	資産管理・会計管理・家計管理サービス	○	○	×	2020年5月18日
			個人・法人	MTLINK	各種ビジネス向けクラウドサービス	○	○	×	2020年5月18日
関東財務局長（電代）第11号	弥生株式会社	Anser-API（参照系）	個人・法人	弥生会計	企業向け会計管理サービス	○	○	×	2020年5月19日
関東財務局長（電代）第7号	株式会社くふうカンパニー	Anser-API（参照系）	個人	家計簿サービスZaim	自動家計簿・資産管理サービス	○	○	×	2020年5月20日
関東財務局長（電代）第8号	ソリマチ株式会社	Anser-API（参照系）	個人・法人	MoneyLink	業務等効率化サービス	○	○	×	2020年5月26日
			個人・法人	ソリマチクラウド	各種ビジネス向けクラウドサービス	○	○	×	2020年5月26日
関東財務局長（電代）第1号	フリー株式会社	Anser-API（参照系）	個人・法人	クラウド会計ソフトfreee	資産管理・会計管理・家計管理サービス	○	○	×	2020年5月26日
関東財務局長（電代）第38号	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	Anser-API（参照系）	個人・法人	MoneyLook（マネールック）	個人・企業向け資産管理サービス	○	○	×	2020年5月26日
関東財務局長（電代）第46号	株式会社ミロク情報サービス	Anser-API（参照系）	個人・法人	Account Tracker（アカウントトラッカー）	各種ビジネス向けクラウドサービス	○	○	×	2020年5月28日
関東財務局長（電代）第104号	SBIレミット株式会社	API連携基盤（更新系）	個人	キャッシュレス決済事業者向けAPI連携サービス	キャッシュレス決済事業者が提供するアプリ上での利用者の指図に基づき、銀行口座から当該アプリ上のアカウントへのチャージを可能とするサービス	-	-	-	2022年3月3日
関東財務局長（電代）第52号	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	API連携基盤（更新系）	個人	キャッシュレス決済事業者向けAPI連携サービス	キャッシュレス決済事業者が提供するアプリ上での利用者の指図に基づき、銀行口座から当該アプリ上のアカウントへのチャージを可能とするサービス	-	-	-	2022年9月13日
関東財務局長（電代）第87号	株式会社TKC	Anser-API（参照系）	個人・法人	銀行信販データ受信機能	会計業務等効率化サービス	○	○	×	2024年1月24日
関東財務局長（電代）第41号	エメラダ株式会社	Anser-API（参照系）	法人	エメラダキャッシュマネージャー	資金繰り管理サービス	○	○	×	2024年3月15日

II 終了したサービス

電子決済等代行業者 登録番号	FinTech企業等の名称	連携区分	対象	提供サービス		サービス内容			提供サービス 終了日
				名称	概要	残高照会	入出金 明細照会	振込入金 明細照会	
関東財務局長（電代）第10号	LINE Pay株式会社	Anser-API（参照系）	個人	LINE家計簿	自動家計簿・資産管理サービス	○	○	×	2021年3月31日
関東財務局長（電代）第9号	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	Anser-API（参照系）	個人	Agurippa	アカウントアグリゲーションサービス	○	○	×	2021年6月30日
関東財務局長（電代）第3号	株式会社マネーフォワード	Anser-API（参照系）	個人	JAバンク かんたん通帳	デジタル通帳サービス	○	○	×	2024年2月13日
関東財務局長（電代）第8号	ソリマチ株式会社	Anser-API（参照系）	個人・法人	スマホ社長	資産管理・会計管理サービス	○	○	×	2024年10月31日

FinTech企業等一覧

I 提供中サービス

電子決済等代行業者 登録番号	FinTech企業等の名称	連携区分	対象	提供サービス		サービス内容			提供サービス 開始日
				名称	概要	残高照会	入出金 明細照会	振込入金 明細照会	
関東財務局長（電代）第3号	株式会社マネーフォワード	Anser-API（参照系）	個人	マネーフォワードME	自動家計簿・資産管理サービス	○	○	×	2020年9月25日
			個人	MFクラウド	各種ビジネス向けクラウドサービス	○	○	×	2020年9月25日
関東財務局長（電代）第12号	マネーツリー株式会社	Anser-API（参照系）	個人	Moneytree	資産管理・会計管理・家計管理サービス	○	○	×	2020年9月28日
			個人	MTLINK	各種ビジネス向けクラウドサービス	○	○	×	2020年9月28日
関東財務局長（電代）第11号	弥生株式会社	Anser-API（参照系）	個人	弥生会計	企業向け会計管理サービス。	○	○	×	2020年9月29日
関東財務局長（電代）第7号	株式会社くふうカンパニー	Anser-API（参照系）	個人	家計簿サービスZaim	自動家計簿・資産管理サービス	○	○	×	2020年9月30日
関東財務局長（電代）第8号	ソリマチ株式会社	Anser-API（参照系）	個人	MoneyLink	業務等効率化サービス	○	○	×	2020年9月30日
			個人	ソリマチクラウド	各種ビジネス向けクラウドサービス	○	○	×	2020年9月30日
関東財務局長（電代）第1号	フリー株式会社	Anser-API（参照系）	個人	クラウド会計ソフトfreee	資産管理・会計管理・家計管理サービス	○	○	×	2020年9月30日
関東財務局長（電代）第38号	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	Anser-API（参照系）	個人	MoneyLook（マネールック）	個人・企業向け資産管理サービス	○	○	×	2020年9月29日
関東財務局長（電代）第46号	株式会社ミロク情報サービス	Anser-API（参照系）	個人	Account Tracker（アカウントトラッカー）	各種ビジネス向けクラウドサービス	○	○	×	2020年9月30日
関東財務局長（電代）第87号	株式会社TKC	Anser-API（参照系）	個人	銀行信販データ受信機能	会計業務等効率化サービス	○	○	×	2025年2月3日

II 終了したサービス

電子決済等代行業者 登録番号	FinTech企業等の名称	連携区分	対象	提供サービス		サービス内容			提供サービス 終了日
				名称	概要	残高照会	入出金 明細照会	振込入金 明細照会	
関東財務局長（電代）第10号	LINE Pay株式会社	Anser-API（参照系）	個人	LINE家計簿	自動家計簿・資産管理サービス	○	○	×	2021年3月31日
関東財務局長（電代）第8号	ソリマチ株式会社	Anser-API（参照系）	個人	スマホ社長	資産管理・会計管理サービス	○	○	×	2024年10月31日

FinTech企業等一覧

I 提供中サービス

電子決済等代行業者 登録番号	FinTech企業等の名称	連携区分	対象	提供サービス		サービス内容			提供サービス 開始日
				名称	概要	残高照会	入出金 明細照会	振込入金 明細照会	
関東財務局長（電代）第87号	株式会社 T K C	Anser-API（参照系）	法人	銀行信販データ受信機能	会計業務等効率化サービス	○	○	×	2024年4月1日

II 終了したサービス

電子決済等代行業者 登録番号	FinTech企業等の名称	連携区分	対象	提供サービス		サービス内容			提供サービス 終了日
				名称	概要	残高照会	入出金 明細照会	振込入金 明細照会	
-	-				-	-	-	-	-

(2025年2月3日現在)

電子決済等代行業者（株式会社NTTデータ）との契約内容について

農林中央金庫

JAバンク、JF マリンバンクおよび農林中央金庫（以下「当金庫」といいます。）は、株式会社NTTデータ（以下「当社」といいます。）とのBizHawkEyeおよびeAgent（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する契約において、以下の内容を定めています。

注1 JAバンク、JF マリンバンクについては、当金庫が代表して契約しております。

注2 JF マリンバンクでは、JF しまね、山口県および大分県以外の漁協はBizHawkEyeをお取り扱いできません。また、JF マリンバンクではeAgentをお取り扱いできません。

1 利用者に損害が生じた場合における利用者への補償について

- (1) 本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、利用者と当社間の契約に基づき賠償が不要となる場合を除き、利用者に生じた損害を賠償します。
- (2) 当社が利用者に賠償した損害が当金庫の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当社は、利用者に賠償した損害を当金庫に求償することができるものとし、
- (3) 当金庫が利用者に対して損害を賠償した場合であって、当該損害が当社の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当金庫は、利用者に賠償した損害を当社に求償することができるものとし、
- (4) 当金庫又は当社が賠償した利用者の損害が当金庫と当社の双方の責めに帰すべき事由による場合、双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、当金庫と当社で当該損害の賠償責任を分担するものとし、
- (5) 当金庫又は当社が賠償した利用者の損害が当金庫と当社のいずれの責めにも帰すことができない場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでない場合、当金庫及び当社は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとし、

2 電代業者における利用者情報取扱いおよび当金庫が行う措置について

- (1) 当社は、利用者に関する情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ当社サービス利用規定に従って取り扱うものものとし、
- (2) 当社は、本サービスの提供にあたり、事前に当金庫に対して提出するセキュリティに関する報告書（以下「セキュリティ報告書」といいます。）に従ったセキュリティを維持するものとし、
- (3) 当社は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん若しくはその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要があると客観的かつ合理的に認められるセキュリティ対策を行うものとし、
- (4) 当金庫は、本サービスのセキュリティがセキュリティ報告書の基準を満たしていない可能性があるとして客観的かつ合理的な事由により判断する場合、当社に対し、本サービスのセキュリティについて、報告及び資料提出を求めることができるものとし、当社は実務

上可能な範囲で速やかにこれに応じるものとします。

- (5)当金庫は、(4)の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、本サービスの提供停止を求めることができるものとします。

3 電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いにおいて、電代業者が行う措置および当金庫が行う措置について

- (1)当社は、電子決済等代行業再委託者（以下「電代業再委託者」といいます。）に対し、電代業再委託者が利用者に提供するサービスのセキュリティに関し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。
- (2)当金庫は、当社が電代業再委託者に対する係る指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に当該電代業再委託者との接続の停止を求めることができるものとし、当社が相当期間内にこれに応じない場合、当社に当該電代業再委託者との接続に係る本サービスの提供停止を求めることができるものとします。

以 上

(2025年2月3日現在)

電子決済等代行業者（株式会社オービックビジネスコンサルタント）
との契約内容について

農林中央金庫

JAバンク、JF マリンバンクおよび農林中央金庫（以下「当金庫」といいます。）は、株式会社オービックビジネスコンサルタント（以下「当社」といいます。）とのOFFICEBANKクラウド（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する契約において、以下の内容を定めています。

注1 JAバンク、JF マリンバンクについては、当金庫が代表して契約しております。

注2 JF マリンバンクでは、JF しまね、山口県および大分県以外の漁協はOFFICEBANKクラウドをお取り扱いできません。

1 利用者に損害が生じた場合における利用者への補償について

- (1) 本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、利用者と当社間の契約に基づき賠償が不要となる場合を除き、利用者に生じた損害を賠償します。
- (2) 当社が利用者に賠償した損害が当金庫の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当社は、利用者に賠償した損害を当金庫に求償することができるものとします。
- (3) 当金庫が利用者に対して損害を賠償した場合であって、当該損害が当社の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当金庫は、利用者に賠償した損害を当社に求償することができるものとします。
- (4) 当金庫又は当社が賠償した利用者の損害が当金庫と当社の双方の責めに帰すべき事由による場合、双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、当金庫と当社で当該損害の賠償責任を分担するものとします。
- (5) 当金庫又は当社が賠償した利用者の損害が当金庫と当社のいずれの責めにも帰すことができない場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでない場合、当金庫及び当社は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。

2 電代業者における利用者情報取扱いおよび当金庫が行う措置について

- (1) 当社は、利用者に関する情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ当社サービス利用規定に従って取り扱うものものとします。
- (2) 当社は、本サービスの提供にあたり、事前に当金庫に対して提出するセキュリティに関する報告書（以下「セキュリティ報告書」といいます。）に従ったセキュリティを維持するものとします。
- (3) 当社は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん若しくはその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要があると客観的かつ合理的に認められるセキュリティ対策を行うものとします。
- (4) 当金庫は、本サービスのセキュリティがセキュリティ報告書の基準を満たしていない可能性があるかと客観的かつ合理的な事由により判断する場合、当社に対し、本サービスの

セキュリティについて、報告及び資料提出を求めることができるものとし、当社は実務上可能な範囲で速やかにこれに応じるものとし、

- (5)当金庫は、(4)の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、本サービスの提供停止を求めることができるものとし、

3 電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いにおいて、電代業者が行う措置および当金庫が行う措置について

- (1)当社は、電子決済等代行業再委託者（以下「電代業再委託者」といいます。）に対し、電代業再委託者が利用者に提供するサービスのセキュリティに関し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとし、
- (2)当金庫は、当社が電代業再委託者に対する係る指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に当該電代業再委託者との接続の停止を求めることができるものとし、当社が相当期間内にこれに応じない場合、当社に当該電代業再委託者との接続に係る本サービスの提供停止を求めることができるものとし、

以 上

(2025年2月3日現在)

電子決済等代行業者（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）との契約内容について

農林中央金庫

J Aバンク、J Fマリンバンクおよび農林中央金庫（以下「当金庫」といいます。）は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（以下「当社」といいます。）との総振データ代行送信（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する契約において、以下の内容を定めています。

注 J Aバンク、J Fマリンバンクについては、当金庫が代表して契約しております。

1 利用者に損害が生じた場合における利用者への補償について

- (1) 本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、利用者と当社間の契約に基づき賠償が不要となる場合を除き、利用者に生じた損害を賠償します。
- (2) 当社が利用者に賠償した損害が当金庫の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当社は、利用者に賠償した損害を当金庫に求償することができるものとします。
- (3) 当金庫が利用者に対して損害を賠償した場合であって、当該損害が当社の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当金庫は、利用者に賠償した損害を当社に求償することができるものとします。
- (4) 当金庫又は当社が賠償した利用者の損害が当金庫と当社の双方の責めに帰すべき事由による場合、双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、当金庫と当社で当該損害の賠償責任を分担するものとします。
- (5) 当金庫又は当社が賠償した利用者の損害が当金庫と当社のいずれの責めにも帰すことができない場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでない場合、当金庫及び当社は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。

2 電代業者における利用者情報取扱いおよび当金庫が行う措置について

- (1) 当社は、利用者に関する情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ当社サービス利用規定に従って取り扱うものとします。
- (2) 当社は、本サービスの提供にあたり、事前に当金庫に対して提出するセキュリティに関する報告書（以下「セキュリティ報告書」といいます。）に従ったセキュリティを維持するものとします。
- (3) 当社は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん若しくはその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要があると客観的かつ合理的に認められるセキュリティ対策を行うものとします。
- (4) 当金庫は、本サービスのセキュリティがセキュリティ報告書の基準を満たしていない可能性があるかと客観的かつ合理的な事由により判断する場合、当社に対し、本サービスのセキュリティについて、報告及び資料提出を求めることができるものとし、当社は実務上可能な範囲で速やかにこれに応じるものとします。
- (5) 当金庫は、(4)の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、

当社に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、本サービスの提供停止を求めることができるものとし、

3 電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いにおいて、電代業者が行う措置および当金庫が行う措置について

- (1) 当社は、電子決済等代行業再委託者（以下「電代業再委託者」といいます。）に対し、電代業再委託者が利用者に提供するサービスのセキュリティに関し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとし、
- (2) 当金庫は、当社が電代業再委託者に対する係る指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に当該電代業再委託者との接続の停止を求めることができるものとし、当社が相当期間内にこれに応じない場合、当社に当該電代業再委託者との接続に係る本サービスの提供停止を求めることができるものとし、

以 上